資料５

平成 21 年 12 月 3 日
貧困・困窮者支援チーム

ワンストップ・サービス・デイの今後の展開について(案)

１　基本方針

11 月 30 日の試行結果を受け、ワンストップ・サービス・デイは、年内に、実施地域を拡大しての開催を目指す。

その際、地方自治体の協力は不可欠であり、その幅広い参加を得て、できる限り多くの地域住民がワンストップ・サービスを利用することができるよう、時期・方法については、できる限り地方自治体の要望を尊重する。

新年以降に向けて、より安定した形でのワンストップ・サービスの提供体制の構築を検討する。

２　12 月の実施方針案について

1) 臨時特例つなぎ資金貸付の年内支給が可能となる日を念頭に、地方自治体の要望を踏まえ、適切な日を 1 日定め、地方自治体が実施可能な場合はその日に実施する。ただし、別の日での実施や複数日の実施も妨げない。
2) 場所については、ハローワークのみならず、福祉事務所、求職者総合支援センターなど、自治体の要望に応え弾力的に対応する。福祉事務所等で開催する場合は、ハローワーク職員が出向く。また、サービス内容も自治体の要望をできる限り尊重して対応する。
3) 全国の都道府県、政令指定都市、中核市に実施を呼びかける。
4) 国は、自治体と協力して、実施時期、実施自治体、実施場所、サービス内容などについてきめ細かな広報に努める。
5) 実施に当たり特別交付税、補助金を活用するとともに、多重債務者支援や自殺対策とも連携する。

３　12 月実施に向けての地方自治体との調整

全都道府県、政令指定都市及び中核市に対して、上記実施方針案を示し、12 月 9 日（水）までに、これに対する意見とともに、参加・不参加の意向について報告をお願いする。

その他の市町村の参加の有無等については、都道府県を通じて 9 日までに意向について情報提供をお願いする。

これらを踏まえ、国は、12 月 11 日までを目途に実施方針を決定する。

４　年末年始の生活総合相談

年末年始において求職中の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするため、生活総合相談の取組を都道府県、政令指定都市、中核市等に呼びかける。

この際、要望があればハローワーク職員を派遣し、職業相談等を行うことを検討する。

５　さらなる展開(22 年 1 月以降)

ハローワークに住宅・生活支援相談のための担当者を配置し、ハローワークにおけるワンストップ機能を強化して、恒常的な相談体制を充実するとともに、ハローワーク、自治体、社協等の間で、日常的に円滑な連携体制を構築する。

また、自治体の要望を聞いて、今後のワンストップ・サービス・デイの定期開催について検討する。